

議第 63 号

下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例
について

下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例

(下呂市印鑑条例の一部改正)

第1条 下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>規則で定めるところにより、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間企業が設置する端末機をいう。）</u>を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間企業が設置する端末機をいう。）<u>で利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

(下呂市手数料条例の一部改正)

第2条 下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の名称及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の名称及び金額は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間企業が設置する端末機をいう。）</u></p>	<p>(手数料の名称及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の名称及び金額は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>を利用して</p>

を利用して別表第1に規定する1の部、5の部及び7の部の証明書等を交付するときの手数料の額は、当該事務に係る手数料の額から50円を減じて得た額とする。

機器により別表第1に規定する1の部、5の部及び7の部の証明書等を交付するときの手数料の額は、当該事務に係る手数料の額から50円を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) コンビニエンスストア等に設置した多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付について、法改正により移動端末設備（以下、「スマートフォン」という）に利用者証明用電子証明書を記録することができることとなり、スマートフォンを利用した多機能端末機での申請が可能となることを受け、今後、多様化する多機能端末機での申請方法に対応するため、規則に委任する規定に改めます。

（第1条による改正中第10条の2関係）

- (2) 下呂市手数料条例において、個人番号カードを利用した証明書の交付について手数料の減免対象としているものを、多機能端末機を利用した証明書の交付を減免対象とするよう改めます。

（第2条による改正中第2条関係）

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）